

附 則（平成三〇年三月一六日国土交通省告示第四四八号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

附 則（令和二年六月一日国土交通省告示第六三二号）抄

（施行期日）

- 1 この告示は、令和二年六月十五日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設（建設中のものを含む。）がこの告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の規定に適合しない場合においては、この告示の施行後当該施設の改良の工事に着手する場合を除き、当該施設については、当該規定は、適用しない。

附 則（令和六年四月一日国土交通省告示第三四四号）抄

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この告示の施行の際現に設置されている技術基準対象施設又は現に建設中の技術基準対象施設については、この告示による改正後の港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示第六条第一号、第七条及び第八条第一号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。